

2025年度（第28回）宮城県ジュニアゴルフ選手権競技規定

期日 2025年5月6日（火）

場所 仙台カントリー倶楽部

〒 981-1238 名取市愛島笠島字南北沢1-8

Tel 022-383-3636 fax 022-384-8072

- 1 ゴルフ規則 : 日本ゴルフ協会ゴルフ規則とこの競技のローカルルールを適用する。
- 2 競技委員会の裁定 : 競技委員会は競技の条件を修正する権限を有し、すべての事柄についてこの委員会の裁定は最終である。
- 3 競技種目 : (1)男子11歳以下の部
(2)女子11歳以下の部
- 4 プレーの条件 : 5月6日（火）第1ラウンド 18ホール・ストロークプレー
* プレー形式は最大スコアとする（PARの2倍）
* 本競技は「18ホール終了」をもって成立とし、1日間で18ホール競技を終了できなかった場合は競技不成立とする。
- 5 タイの決定 : 18ホールを終わり1位がタイの場合は、即日委員会の指定するホールにおいてホールバイホールのプレーオフを行い、優勝者を決定する。なお3名以上でプレーオフが行われる場合、優勝者以外の競技者は2位タイとする。
- 6 クラブと球 : 適合ドライバーヘッドリスト：ローカルルールひな型G-1を適用する。
プレーヤーがストロークを行うために使うドライバーはR&Aが発行する最新の適合ドライバーヘッドリストに掲載されているクラブヘッド（モデルとロフトで識別される）を持つものでなければならない。このリストは定期的に更新されRandA.orgで閲覧できる。
例外-1999年より前に製造されたクラブヘッドを持つドライバーはこのローカルルールから免除される。
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
溝とパンチマークの仕様：ローカルルールひな型G-2を適用する。
ストロークを行うとき、プレーヤーは2010年1月1日に施行された用具規則の溝とパンチマークの仕様に適合するクラブを使用しなければならない。現行のゴルフ規則への適合性がテストされたフェアウェイウッド・ハイブリッド、アイアン、ウェッジの用具のデータベースはRandA.orgで閲覧できる
このローカルルールに違反したクラブでストロークを行ったことに対する罰：失格
適合球リスト：ローカルルールひな型G-3を適用する。
ストロークを行うときに使用する球は、R&Aが発行する最新の適合球リストに掲載されているものでなければならない。このリストは定期的に更新されRandA.orgで閲覧できる。
このローカルルールに違反して最新のリストに掲載されていない球でストロークを行ったことに対する罰：失格
- 7 キャディー : 正規のラウンド中、プレーヤーが委員会によって指定された者以外をキャディーとして使用することを禁止する。
このローカルルールの違反の罰：「ローカルルールひな型H-1.2」を適用する。
* なおプレー形式は共用のキャディーとなります。
- 8 競技終了時点 : 宮城県ゴルフ連盟ホームページに成績が表示された時点をもって終了したものとみなす。
- 9 参加資格 : 【男子11歳以下の部・女子11歳以下の部】
宮城県内在住でJGAジュニア会員であり、J-sysの登録をしている2013月年4月2日以降に誕生の者
【宮城県ゴルフ連盟特別承認者】
(注) 競技委員会は競技中を含めていつでも、出場に相応しくないと判断した競技者の参加資格を取り消すことが出来る。なお、競技委員会はプレーヤーが次のいずれか

一つでも該当する場合（ただし、これらに限られない）該当プレーヤーを出場に相応しくないプレーヤーを判断するものとする。

- 10 賞 : 優勝者 賞状
(3)男子11歳以下の部 優勝～3位まで
(4)女子11歳以下の部 優勝～3位まで
- 11 参加申し込み : 参加希望者は、所定の用紙により、宮城県ゴルフ連盟に郵送にて申し込むこと
- 12 申し込み開始日 : 2025年4月1日（火）午前10時から申し込みを受け付ける
- 13 申し込み締切り日 : 2025年4月15日（火）午後5時必着
締切り後の申し込みは、理由の如何を問わず受理しない
- 14 大会参加料 : 参加料4,000円その他カート料等を当日開催倶楽部へ直接納めるものとする。
- 15 指定練習日 : 2025年5月4日（日）、5月5日（月）
選手は予めスタート時刻を開催倶楽部へ直接予約すること
その際、必ず宮城県ジュニアゴルフ選手権競技に参加する旨申し添えること
スタート時刻は開催倶楽部の指定練習枠の指示に従うこと
- 16 個人情報に関する同意内容 : 参加希望者は、参加申し込みの際し、宮城県ゴルフ連盟が取得する参加申込者の個人情報を次の目的の範囲内で他に提供（公表）することについて予め同意することを要する
(1)当該競技（以下「選手権」と称する）の参加資格の審査
(2)選手権の開催および運営に関する業務。これは①参加者に対する競技関係書類（組合せ表等）の発送、②選手権開催にさいし、選手権関係者（報道関係者を含む）に対する参加者氏名、生年月日、プロ・アマの別、所属（所属倶楽部、学生の場合学校名および学年）その他の選手紹介情報並びに選手権の競技結果の公表を含む
(3)この申し込みによる参加者個人情報とその選手権における競技結果の記録保存並びに選手権において必要に応じ、そのうち(2)②記載の公表事項の適宜の方法による公表
- 17 肖像権に関する同意内容 : 参加希望者は参加申し込みの際し、本選手権競技（競技会場における競技に伴う前後の行事等を含む）に関して、その中継・再映・報道・広報のため、あるいは宮城県ゴルフ連盟の目的に反しない範囲内で利用するために、写真・テレビ・映画・ラジオ・その他の各種記録媒体により収録物、複製物あるいは編集物（適正範囲の編集に限る）にかかわる競技者の肖像権（収録物などにかかる競技者の氏名・衝動展示、通信・放送・上映により一般公開し、あるいは貸与し、頒布するなどして他に提供する権利）を宮城県ゴルフ連盟に譲渡することを予め承諾することを要する
- 18 服装規定など : プレーヤーは参加にあたり、主催者や開催コースより服装規定やその他遵守すべき規定の通知があった場合はそれに従うこと

（注） グリーンに著しく損傷を与えるシューズは、使用を禁止することがあります。

（注） 無断欠場による競技失格の罰が課された者については、その事情を考慮したうえで最大で翌年12月末までの当連盟主催競技の出場処分を科すことがある

宮城県ゴルフ連盟競技委員会